

Eメンバーからの意見⑦(10月22日現在提出分)

平成 22 年 10 月 25 日 公共施設再配置計画担当作成

1 前回までの委員会の討議内容に対する意見

No. 1 男性 49歳

『第10回検討委員会への意見として』

シンボル事業検討素材募集について

1 募集対象者のイメージについての意見

10月1日に、シンボル事業の一つである「義務教育施設と地域施設の複合化」検討にあたり、その素材アイデアを広く募集する旨の告知がなされました。

この募集内容に関する質疑は、別途電子メールの仕様にて可能のようですが、Eメンバーとして疑問に思った点などを意見させていただきます。

まず、募集に当たっての全体のトーンですが、一応募集者の範囲は「個人・法人、年齢・資格、居住場所問わず」となっています。一見すると素人のアイデアレベルも許容するような印象を受ける一方で、議事録では建設業界専門紙への募集告知や建築専攻の学生の参加も想定するなど、素人～準専門家・専門家まで非常に間口を広げている印象があって、一体どのレベルの人の素材を求めているのかが分かりにくいです。

まずは変に縛りをかけない方が、自由闊達に硬軟さまざまなアイデアが出て、素材選択の幅が広がるということが背景にあると思いますが、いざ選考過程に入った時には「実現可能性」が優先されると思うので、素人のアイデアがどこまで耐えられるかという疑問があります。

例えば、選ばれたのが素人のアイデアでも、いざ具現化する段階になったら専門家の話を入れないと到底無理なアイデアで、内容がガラッと変わってしまうこともあり得ます。

選ばれた当初のアイデアとはかけ離れたものが出来上がる可能性も否定できませんし、練っていくうちにこのアイデアでは難しいという結論に達して白紙に戻ってしまうことがあるかも知れません。素人考えほどその傾向が強い気がします。

それであれば、元々から専門化向けに募集をかけた方が無難のような気がします。

幅広く素材を募集するのはいいのですが、その後の展開までも見据えた

視点に立っているのかがちょっと見えてきません。

## 2. 採用者のポジションについての意見

まず、アイデアが採用された場合の採用者の権利義務が述べられていますので、確認のために列挙します。

- ・ 知的財産権は応募者であるが、委員会・秦野市はその内容を無償で使用できる。
- ・ 採用に当たって、賞品や賞金はない。
- ・ 採用者の氏名はホームページなどで広く公表する。
- ・ 採用者が希望する場合は「特別委員」として会議に参加できる。
- ・ 事業化に当たっては、提案したことによる一切の不利益はない。

ということかと思いますが、一番気になるのは“一切の不利益はない”という文言です。

例えば、設計業者なり建設業者が応募して採用された場合に、「一切の不利益はない」ということを普通に解釈すれば、“設計～建設にあたっては、当社を随意契約として事業を独占的に任せてくれるという担保”に捉えるのが自然だと思います。

ですから、シンボル事業としてのアイデア募集という崇高な目的よりも、単に「公共事業を取るための道具」としてこの素材募集が使われないか、という危惧があります。

設計業者や建設業者のアイデアが採用されたら、具体的な事業に当たってもそこと随意契約をするという前提でよろしいのでしょうか？

また、一切の不利益はないということを広大解釈すれば、“うちは〇〇の下請けをいつも使っているが、そこは技術が素晴らしいからそこを是非使いたい、そうでないと完全な仕事ができない云々”と主張してきたことを秦野市が拒んだら、一切の不利益はないと言っていたのにこちらには不利益が生じる、といわれる可能性もあります。

議事録では、「情報を出す側が他の人に有利に使われてしまうことを防止する意味を含めている」と言っていますが、建設業者や設計業者はもちろん一般の応募者の視点でも、普通はそう解釈しないと思います。

募集要項 7（その他の注意事項）の（6）において、“事業化に当たっては”という前振りがありますから、見る側は随意契約を意識すると思います。

“事業化に当たって、（あなたの採用された内容については）一切の不利益は与えないものとします”ということなのです。

もし、「アイデアの採用と、設計・建設の採用はまた別の話ですよ」となったら説明がつかなくなると思います。

次に「特別委員」についてですが、「特別委員として会議に参加することができる」となっていて権利規定のような感じですが、逆を言えば（委員会の求めがあっても）拒むことができるとも解釈できます。

旅費及び報酬が支給されないわけですから、“わざわざ出向くのに、交通費も出ないならば行かない”となったらどうでしょうか？

議事録では、「特別委員として、発言や資料提出をお願いしていくこととする」となっていて、こちらでは義務のような解釈です。

要するに、採用者の委員会への関わり方について、もう少し明確な「権利」と「義務」の規定がないと混乱するような気がします。

義務が生じるならば、それなりの旅費や報酬があつてしかるべきかと思えます。

以上、雑駁ではありますが、「第 10 回検討委員会」についての意見です。